

整骨院・接骨院にかかるとき

医療保険適用に正しい理解を

日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外
柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

「医療保険の適用となる場合」
○医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲およびねんざ等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断または判断されて施術を受けたとき（内科的原因による疾患は対象外。また、骨折および脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です）

「保険適用対象にならない例」
○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみられない長期の施術
○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合
○労災保険等が適用される負傷等

「治療を受けるときの注意」
医療保険が適用されるのは治療を目的とした場合であり、保険適用の対象とならない場合もあります。

施術を受けたときには、柔道整復療養費支給申請書の内容をよく確認して、受取代理人



次の世代に伝えることの大切さ

気が付けば師走。今年もあと今月を残すばかりとなりました。来年は、東京大空襲から70年目を迎えます。区ではこの節目の年に、あらためて犠牲になられた多くの方の追悼と平和の尊さを訴えるため、3月10日に「東京大空襲被災70周年平和のつどい」を開催します。詳細は後日区報で改めてお知らせしますが、国民の大半が戦争の惨禍を知らない世代となった今、戦争の悲惨さや平和の大切さを、次の世代に語り継ぐ式典とする予定です。

歴史を語り継ぐ、災害の様子を伝える、先人の技術を残す等、次の世代に情報や技術を継承して行くことは、今を生きる私たちの大切な役割だと思えます。先の東日本大震災では、海辺で大きな地震にあったら、次に津波が来るので、各自それぞれ急いで高台へ逃げなさいという、津波で「津波でんでんこ」の言い伝えが人命を救いました。

区内には、東京大空襲や学童疎開の体験を、こどもたちに話

ありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。また、施術が長期にわたる場合、内科的要因等の原因も考えられますので、医師の診察をお受けください。

窓口支払いの領収書は、無料で発行されますので、必ずもらっておきましょう。

柔道整復は本来、療養費（いったん全額を支払い、後から自己負担分を除いた金額を医療保険者に申請して受け取る）ですが、例外的な取り扱いとして、施術所窓口で自己負担金を支払って保険請求を行う「受領委任」という方法が認められています。

施術を受けたときには、柔道整復療養費支給申請書の内容をよく確認して、受取代理人

してくれる方もいらっしゃると思います。大事なことです。区においても江東区史をはじめ数多くの記録を冊子として刊行しています。特に30年前、当時の高齢者の方々から災害の体験や日常生活の様子を聞き取って記録した6冊の江東ふるさと文庫は、今や幾多の災害を受けて資料の少ない本区の出来事などを知る貴重な資料となっています。

時代とともに生まれる新たな行政課題を解決して行くためには前例踏襲では前進しません。しかし過去の事象や、先人の体験を学ぶことは、必ずその解決の糸口へと導きます。過去を学び、そのうえで、現在を的確に把握し未来を見つめてゆくことが大切です。

欄（住所、氏名、委任年月日）に署名しましょう（手首の負傷等により直筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合にはなつ印が必要です）。

医療保険課保険給付係 ☎(3647)3168

児童扶養手当と公的年金給付等の併給制限を見直し 年金給付額が下回るときは差額を支給

12月1日施行の児童扶養手当法一部改正により、公的年金給付等を受給できる場合でも、年金等給付額が児童扶養手当額を下回るときはその差額分の手当が支給されることになりました。なお、年金等給付額が児童扶養手当額を上回るときは、申請・資格認定はできませんが、手当は支給されません。

児童扶養手当とは、離婚や死亡等の理由により、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障害の状態でいる児童の健全育成を図ること等を目的として、児童の母

JTB旅いく×アウトオブキッズニア in KOTO

江東区を支える企業への理解やこどもたちの仕事への興味を持つため、区では「旅いく×アウトオブキッズニア in KOTO」事業を行っています。冬休みに、キッズニアが監修したプログラムでお仕事体験してみませんか？

経済産業局 振興係 ☎(5909)8878 ☎(3647)2332

場内 下表のとおり

① JTBコーポレートセールスが運営する「旅いく」サイト



▲陶芸作家の仕事を体験

企業(所在地)	体験名
(株)榎戸材木店 (新木場3-6-6)	木工デザイナーのお仕事「世界で1つの木の時計をつくらう」
(株)細野ライフデザイン (佐賀2-13-3 6階)	陶芸作家のお仕事「テラコッタで植木鉢をつくらう」
(株)島田小割製材所 (新木場2-10-11)	製材加工職人のお仕事「天然ひのきでペット用クッションパットをつくらう」

※費用等詳細は「旅いく」サイトを参照

または父や、母または父にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。この手当に係る児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童です。

公的年金等給付額が児童扶養手当額を下回る方」
児童扶養手当の認定請求手続きが必要となります。

※平成27年3月末までに児童扶養手当の認定請求手続きをした場合、平成26年12月1日の法施行日に要件を満たしている方は施行月から、それ以外の方は要件を満たした月の翌月分から、年金等給付額との差額分の児童扶養手当を支給します。

各種障害年金の子の加算を受給せず、児童扶養手当を受給している児童がいる方」
江東年金事務所各種障害年金の子の加算の申請手続きが必要となります。

※各種障害年金の子の加算を受給したうえで、加算額が対象児童に係る児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分の児童扶養手当を支給します。

児童扶養手当の手当額や認定請求手続きについては、区ホームページをご覧ください。

子育て支援課給付係 ☎(3647)4754 江東年金事務所 ☎(3683)1231

経営・創業・税務の無料相談

経営相談員・税理士がアドバイス

区では、区内の中小企業の方を支援するため、江東区経営相談員（中小企業診断士・経営士）と税理士による無料相談を区役所で実施しています。

経営でお困りの方や、これから創業をお考えの方、税務についてお知りになりたい方は気軽にご相談ください（電話で予約を受け付けます）。

創業支援相談

新たに事業を始めたい方へ、開業のための手順や融資について具体的な助言をします。

税務相談

東京税理士会江東西支部の協力により、経営上の税務に関する相談をお受けします。

経済課融資相談係 ☎(3647)2331



巡回相談

「区役所まで相談に行けない」

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせは、2つの給付金相談窓口またはコールセンターへ[相談窓口開設場所]江東区文化センター2階特設会場(東陽4-11-3) ☎コールセンター☎3647-4596(9:00~17:15※土・日曜、祝日を除く) [申請をされた方へ]申請からお支払いまで、1~2ヶ月程度を見込んでいましたが、申請が集中しているため、さらに日数がかかる場合があります。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール